

令和3年度 建設業講習会

	項目	ページ
1	建設業許可関係資料	1～8
2	経営事項審査関係資料	9～18
3	労働安全衛生法令遵守関係資料	別途配布
4	建設工事等入札参加資格申請関係資料	別途配布
5	建設業法令遵守関係資料	別途配布

令和3年10月
愛知県都市・交通局
都市基盤部都市総務課

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>

○建設業許可関係資料、経営事項審査関係資料に関するお問い合わせ先
…愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業第二グループ
電話 052-954-6503

○労働安全衛生法令遵守関係資料に関するお問い合わせ先
…愛知労働局労働基準部 安全課
電話 052-972-0255

○建設工事等入札参加資格申請関係資料に関するお問い合わせ先
…愛知県建設局土木部建設総務課 契約第一グループ
電話 052-954-6608

○建設業法令遵守関係資料に関するお問い合わせ先
…国土交通省中部地方整備局建政部 建設産業課
電話 052-953-8572

建設業許可について

愛知県都市・交通局
都市基盤部 都市総務課
令和3年10月

建設業許可の更新について

建設業許可の有効期間は、許可のあった日から**5年間**です。

例えば、平成29年4月16日に許可を受けた場合は令和4年4月15日が有効期間の満了日です。

引き続き許可を受けて建設業を営もうとする場合は、有効期間満了の3か月前から30日前までに許可の更新手続きをしていただく必要があります。**満了日が閉庁日であっても、その日をもって満了しますのでご注意ください。**

この間、毎事業年度の決算終了後には事業年度終了届出書、その他許可の申請事項の内容に変更が生じた時には、変更届出書等を期限内に提出してください。



◎許可を受けたあとの届出等一覧

変更事項	提出期限
経營業務の管理責任者等の変更 専任技術者の変更（氏名の変更を含む） 令第3条に規定する使用人の変更 健康保険等の加入状況の変更 （従業員数のみの変更は毎事業年度終了後4か月以内） 欠格要件に該当したときなど	事実発生後 <u>2週間</u> 以内
商号又は名称の変更 営業所の名称・所在地又は業種の変更 営業所の新設・廃止 資本金額の変更 役員等の就退任、追加、削除、常勤・非常勤、氏名の変更 代表者の変更 個人事業主の氏名や支配人の変更 毎事業年度（決算期）が終了したとき	事実発生後 <u>30日</u> 以内
使用人数の変更	毎事業年度終了後 <u>4か月</u> 以内
建設業を廃業したとき	廃業事由発生から <u>30日</u> 以内

- ◎上記は代表的な変更事項を挙げたものです。これら以外にも変更の手続が必要な場合があります。
- ◎必要書類等については、「建設業法による変更届等の手引」（令和3年4月版）P2をご覧ください。
- ◎書類の提出先、お問い合わせ先及び閲覧所についても、同手引に記載しています。
- ◎手引、様式の入手方法については、8ページをご覧ください。

提出に際しての注意点

- ・更新等の許可申請の前には、必要な変更届や事業年度終了届の提出をしていなければなりません。**特に、経營業務の管理責任者や専任技術者、適切な社会保険の加入については、許可要件に関わることで注意してください。**
- ・提出書類は、正本と副本が各1部ずつ必要です。**令和3年1月から押印を廃止しており、全ての様式について押印は不要です。**
- ・役員等の変更届と更新の申請を同時に提出する場合には、**それぞれに証明書（原本）の添付が必要です。**（法人の登記事項証明書は変更届に添付の1部のみで可。）
- ・申請書及び変更届の副本には正本に添付した証明書、登記事項証明書等の写しを添付してください。
- ・許可申請や変更届には、法定様式以外で必要なもの（登記事項証明書、定款、証明書等）がある場合がありますので、手引をご参照ください。
- ・**令和2年10月法改正後の適正な経営体制（経営要件）のイ該当（2）及び（3）、ロ該当については必ず事前相談の上、申請または届出をしてください。**

～適切な社会保険の加入が許可要件になっています～

令和2年10月1日の建設業法改正以降、**『適切な社会保険に加入していること』が許可要件となりました。**このため令和2年10月1日以降受付分の申請については、更新を含め全ての申請について、適切な社会保険に加入していない場合は許可をすることができませんのでご注意ください。

また、「健康保険等の加入状況」（様式7号の3）の「保険の加入状況」の欄の記載方法が下記のとおり変更となりました。記載方法の詳細については建設業許可の申請の手引（申請書記載例編P22）をご覧ください。

《保険の加入状況》

- ・「加入」は「**1**」
- ・「適用除外」は「**2**」（従前は「3」）
- ・一括適用の承認に係る営業所
継続事業の一括の認可に係る営業所は「**3**」（新設）

※従来は「未加入」が「2」でしたが、適切な加入が要件となったため「未加入」という選択肢自体が無くなりました。

4

押印の廃止について

・令和3年1月4日より、**法定様式及び本県の規則や手引きで提出を求めている様式の全てについて、押印を不要としています。**なお、個人名を記載する箇所についても自筆による必要はありません。

・経營業務の管理責任者等の経験内容（請負実績）の確認に用いていた『発注証明書』については廃止となりました。これに伴い、請負実績の確認方法の一部が以下のとおり変更されています。なお、下表以外の確認方法については変更ありません。詳しくは、建設業許可申請手引（申請手続編）（令和3年4月版）P17）に掲載の確認資料一覧表をご確認ください。

変更前	変更後
注文書、請求書、見積書のいずれか【写しの提出】 + それに対応する発注者の発注証明	注文書、請書控、請求書のいずれか【写しの提出】 + 入金が明確に分かるもの（「通帳」又は「預金取引明細表」等第三者機関が発行したもの【写しを提出】

・経営管理経験の証明（様式7号）や実務経験の証明（様式9号）において、当時の使用者の証明が得られず、**現在許可を有する第三者を証明者とする場合は、証明内容について当該第三者の十分な理解と了承を得た上で、証明者欄に必要事項を記載します。証明者欄には必ず、許可番号と電話番号を記載してください。**

・記入文字の誤り等、訂正が必要な場合は、原則差し替えによる対応となります。

5

窓口対応における新型コロナウイルス感染症対策について

◎令和2年4月より、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、窓口での受付対応を、以下のとおりとさせていただきます。

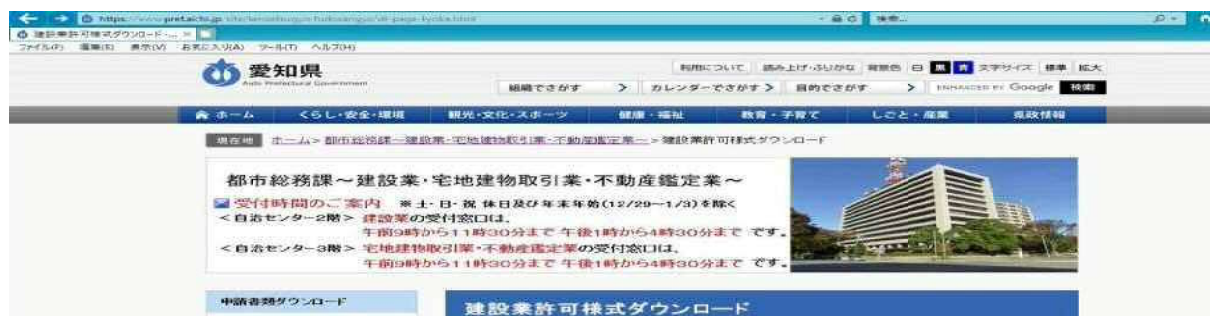
- ①窓口では、必要書類が整っているかのみ確認し、申請書・届出書をお預かりする。(仮受付)
- ②仮受付後、内容確認作業を行い、結果をお知らせ。※必要に応じ、電話・FAX等により補正指示。
- ③確認終了後、申請の場合は、窓口にて手数料(県証紙)を納めた後、本受付。届出の場合は、本受付の上、副本の返却(返信用封筒をご提出いただけましたら、そちらで副本を返送します)。

◎令和2年5月より、全ての申請・届出について、郵送及び投函による仮受付を開始しています。

◎いずれの方法による場合も、申請の際の証紙の貼付は、仮受付時ではなく、内容確認後、県から確認結果をお知らせした後になります。**(先に貼って郵送することのないようご注意ください!)**

◎各種証明書類や確認書類が添付されないまま、提出される例が見受けられます。下記URLにて、必要書類のチェックリスト(「提出票」)を掲載していますので、必要書類が揃っているか事前にご確認の上、提出くださるようお願いいたします。

(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>)



～ (中略) ～

<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の許可に関すること ・1建設業の許可と対象 ・2許可の種類 ・3許可の要件 ・3の2付帯要件 ・4許可の申請手続 ・5許可証の届出 ・6罰則制度について ・7建設業者の守るべきルール ・経営事項審査に関すること ・建設業法に基づく行政処分に関すること ・建設工事に関する紛争の解決について 	<p>お知らせ</p> <p>◎申請及び変更届の仮受付について 令和2年4月20日より新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、窓口での受付方法を変更しております。受付方法 [PDFファイル/309KB]</p> <p>事業年度終了届を提出する場合は、以下の提出票とあわせて提出してください。 提出票(事業年度終了届) [Excelファイル/29KB] [PDFファイル/363KB]</p> <p>◎郵送及び投函での受付について 令和2年5月11日より全ての申請及び変更届について、郵送及び投函での仮受付を開始しました(窓口での仮受付も継続しています)。 郵送、投函を希望される方は下記の郵送投函方法をお読みの上、提出票とあわせて郵送、投函してください。</p> <p>郵送投函方法 [PDFファイル/382KB] 提出票(申請) 法人用 [PDFファイル/356KB] 個人用 [PDFファイル/352KB] 提出票(変更届) 法人用 [PDFファイル/347KB] 個人用 [PDFファイル/338KB] 提出票(事業年度終了届) [Excelファイル/29KB] [PDFファイル/363KB]</p>
---	--

←下の郵送及び投函の「終了届」と同じ内容です。

←コチラ

各種手引および許可申請書類の入手方法について

愛知県の都市総務課～建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業～のWebページからダウンロードできます。(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>)

The screenshot shows the website interface for the Aichi Prefecture Urban Administration Office. The main navigation bar includes links for Home, Living/Security/Environment, Tourism/Culture/Sports, Health/Welfare, Education/Childcare, and Industry/Trade. The current page is titled '建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業' (Construction, Real Estate, and Appraisal). A sidebar menu lists various application types for download, including '建設業許可' (Construction License), '経営事項審査' (Business Review), '解体工事着工届' (Dismantling Work Commencement Notice), '宅地建物取引業' (Real Estate Business), '宅地建物取引士' (Real Estate Agent), '不動産鑑定業' (Real Estate Appraisal), '住宅ローン担保履行法' (Residential Loan Guarantee Enforcement Act), and '建設機械のTIR申請書' (Construction Machinery TIR Application Form). The main content area features a '建設業・宅地建物取引業' section with a '新着情報' (New Information) table. Two callout boxes provide details on how to download specific documents: one for construction licenses and another for business reviews.

申請書類ダウンロード

- 建設業許可
- 経営事項審査
- 解体工事着工届
- 浄化槽工事着
- 宅地建物取引業
- 宅地建物取引士
- 不動産鑑定業
- 住宅ローン担保履行法
- 建設機械のTIR申請書

建設業・宅地建物取引業

新着情報

2019年11月4日更新	令和元年年度建設業(町)申請書様式
2019年11月8日更新	令和元年年度宅地建物取引業(町)申請書様式
2019年10月16日更新	第27回総務
2019年7月22日更新	愛知県建設業

「建設業許可」から

- 建設業許可申請書 (新規、業種追加、更新など) 様式
- 事業年度終了届出書 様式
- 変更事項の届出書類(廃業届含む) 様式
- 「建設業許可申請の手引 (申請手続編)(申請書記載例編)」
- 「建設業法による変更届等の手引 (変更届出書編)(事業年度終了届編)」のダウンロードができます。

「経営事項審査」から

- 「経営事項審査申請等の手引」
- 経営事項審査関係様式 のダウンロードができます。

経営事項審査の概要

【経営事項審査とは】

国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者が受けなければならない審査。

公共事業の発注者が作成する入札参加資格者名簿に記載を希望される方は、入札参加資格申請前までに経審を申請し、その結果通知書を受け取っていただければなりません。

「経審」と省略して呼ばれることがあります。

【審査基準日】

(多くの場合)

経審を申請する日の直前の事業年度の終了の日(直前の決算日)

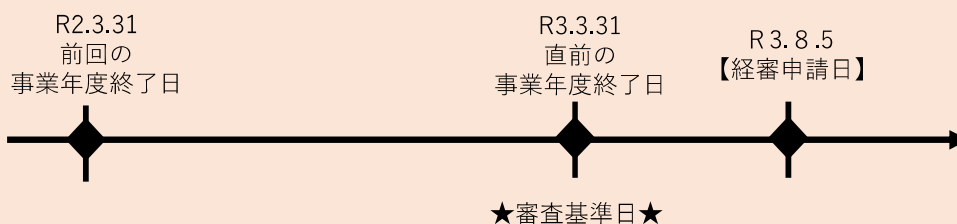
(その他)

新設法人・・・法人設立日

新規に事業開始した個人事業主・・・創業の日

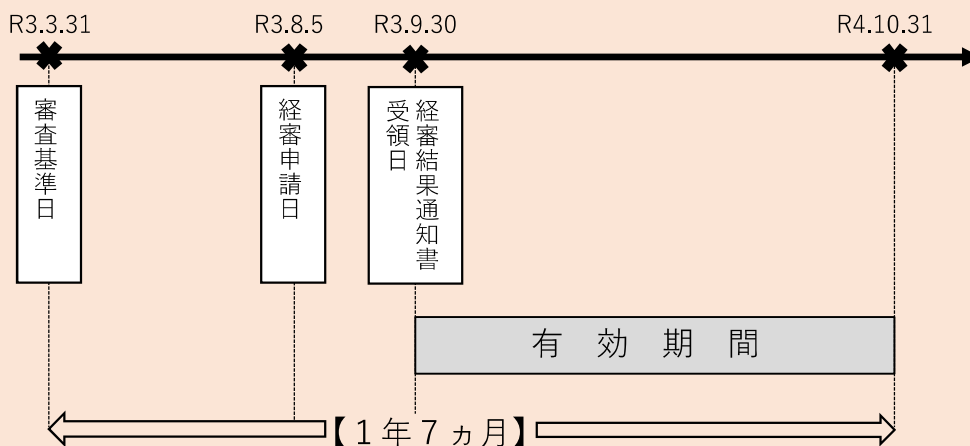
*その他、合併・事業譲渡等の場合、上記以外の日が審査基準日になる場合があります。

3月31日が決算日の法人の場合



【結果の有効期間】

結果通知書の交付後、審査基準日から起算して1年7ヵ月後の日まで



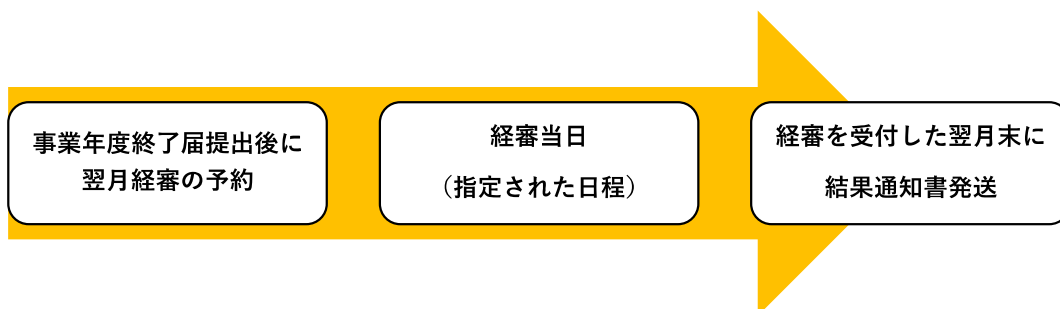
(例)

審査基準日：令和3年3月31日 結果通知書受領日：令和3年9月30日

結果の有効期間：令和3年9月30日から令和4年10月31日まで

手続きの流れと経営事項審査における一般的な注意事項

■一般的な手続きの流れ



■経審の受審方法

① 郵送等による受付について

- ・ 事前に管轄の事務所等へ申請書類、確認資料を郵送または直接持ち込んでください。
(経審の予約票に記載されている提出期限必着)
- ・ 審査当日の来庁は不要です。
- ・ 補正等の連絡はファクシミリで行いますので、審査当日は申請書類についてわかる方が対応できるようにしてください。

② 対面審査について

- ・ 予約した日時に直接経審会場までお越しください。(書類の事前提出は不要です)
- ・ マスクの着用等、感染症予防にご協力をお願いします。

■一般的な注意事項

① 受付後、原則として内容の訂正等はできません

申請書の受付後は、申請者側の理由による訂正はできません。申請前に再度内容をご確認ください。ただし、申請月の月末までであれば、当該申請を取り下げることができます。

② 経審を申請するには、経審申請時に許可が必要です

経審を申請する業種は、申請時にその業種の許可がなければなりません。(※許可の有効期限にもご注意ください。) 審査基準日時点で許可がなくても、経審申請時に許可のある業種であれば、経審を申請することができます。

③ 一審査基準日一申請(原則)

原則、一つの審査基準日につき経審の申請は一回のみとなっています。ただし、以下の場合については、再度、同一審査基準日について経審を申請することができます。

- (1) 業種追加をし、その業種を審査対象業種とする場合
- (2) 未申請業種について審査対象業種とする場合(完成工事高の移行を理由とする場合を除く)

*ただし、通知済みの前回申請業種の評点に変更されるような内容の申請、前回申請時に完成工事高の移行元だった業種についての再申請については認められません。

令和3年4月改正の主な変更点について

① 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（W10）の新設

その他の審査項目（社会性等）（W）に、新たにW10として「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」の項目が追加され、継続的に知識及び技術又は技能の向上に努めている技術者・技能者を雇用している企業が評価されます。

具体的には、審査基準日以前1年間における技術者1人当たりが取得したCPD（Continuing Professional Development：技術者の継続教育）単位数や、審査基準日以前3年間において能力評価基準により受けた評価の区分が上がった技能者数の割合に応じて加点されます。

② 建設業の経理の状況（W5）の改正

建設業の経理に関する状況（W5）の評価要件に関して、以下のとおり改正されました。

【従前の評価対象者】

- ① 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者
- ② 登録経理試験（一級又は二級）に合格した者



【改正後の評価対象者】

- ① 公認会計士であって公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者
又は税理士であって所属税理士会が認定する研修を受講した者
- ② 登録経理試験（一級又は二級）に合格し、合格した日の属する年度の翌年度の開始日から5年を経過しない者
- ③ 登録経理講習（一級又は二級）を受講し、受講した日の属する年度の翌年度の開始日から5年を経過しない者

※経過措置として、平成28年度以前に登録経理試験（一級又は二級）に合格した者であっても、令和5年3月末までは、引き続き加点対象となります。

※経理処理の適正を確認できる者の要件についても、改正後の基準によります。

③ 工事種類別技術職員数（Z1）に係る改正

技術職員名簿の記載対象者として、「監理技術者補佐」（有資格区分005）が追加されます。令和3年4月1日以降の技術検定において、1級の第1次検定に合格した「一級技士補」であって、主任技術者の要件を満たす方がこれに該当します。

知識及び技術又は技能の向上に関する取り組みの状況について

①CPD認定団体について

CPD認定団体	数値
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

・各技術者のCPD単位取得数算出方法

$$\left(\begin{array}{c} \text{① CPD認定団体に} \\ \text{取得を認定された単位数} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{c} \text{②CPD認定団体毎に} \\ \text{表の右欄に掲げる数値} \end{array} \right) \times 30$$

※参考 公益社団法人空気調和・衛生工学会から35単位認定されている場合

$$35 \div 50 \times 30 = \mathbf{21\text{単位}}$$

CPD単位取得数、技能レベル向上者数の評価対象となる 技術者、技能者について

① 評価の対象者

- ・ CPD単位取得数 → 「技術者」
- ・ 技能レベル向上者数 → 「技能者」
- ・ 【参考】技術力の評価（Z点）「工事種類別技術職員数」 → 「技術職員」

※それぞれ、対象になる範囲が異なるため、注意が必要です。

② 技術者、技能者等の具体的な判断方法について

・ 技術職員について

- 経審を受ける業種について、所定の資格や実務経験がある方。
(詳細は愛知県都市総務課のWebページに掲載されている経営事項審査の手引きのP41に記載がありますので、ご確認ください。)

・ 技術者について

- ①建設業許可における、専任技術者になれる資格や実務経験を有すること
- ②1級もしくは2級の技士補

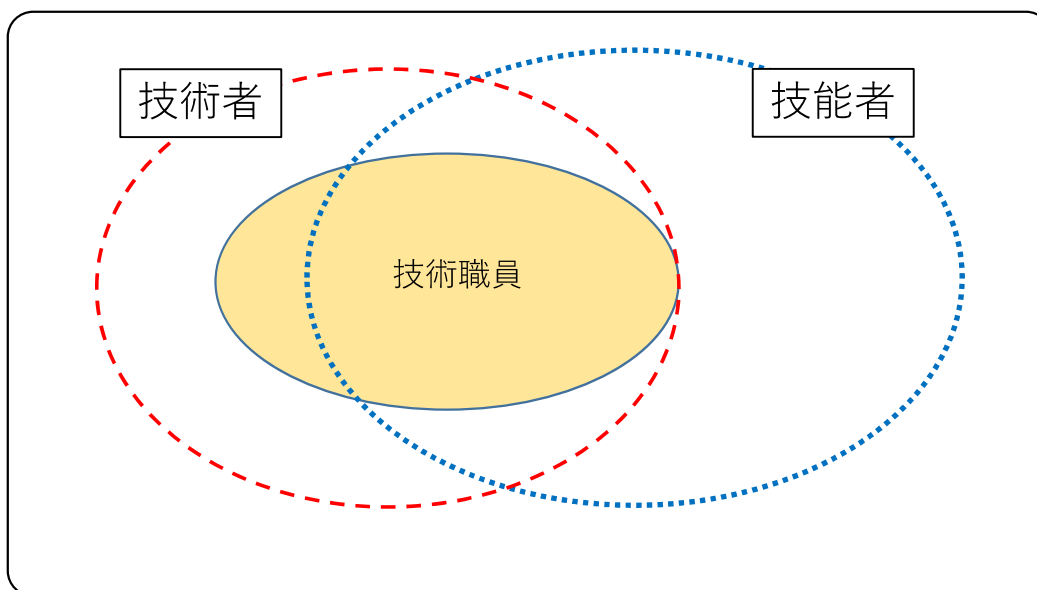
①、②のいずれかに該当すれば技術者となります。
技術者については、経審を受審する業種の資格であるかは問いません。
経審を受けない業種の資格のみ持っている方についても、技術者となります。

・ 技能者について

- 施工体制台帳の作業員名簿に記載されており、施工管理のみに従事した者以外の方。

実際に施工体制台帳を作成した工事以外でも、仮に施工体制台帳を作成した場合に、作業員名簿に記載される方は技能者です。
言い換えると、現場で実際に作業に従事する方が技能者となります。
実務経験年数や資格の有無にかかわらず、現場に出れば技能者です。

③ 技術者、技能者等の関係性

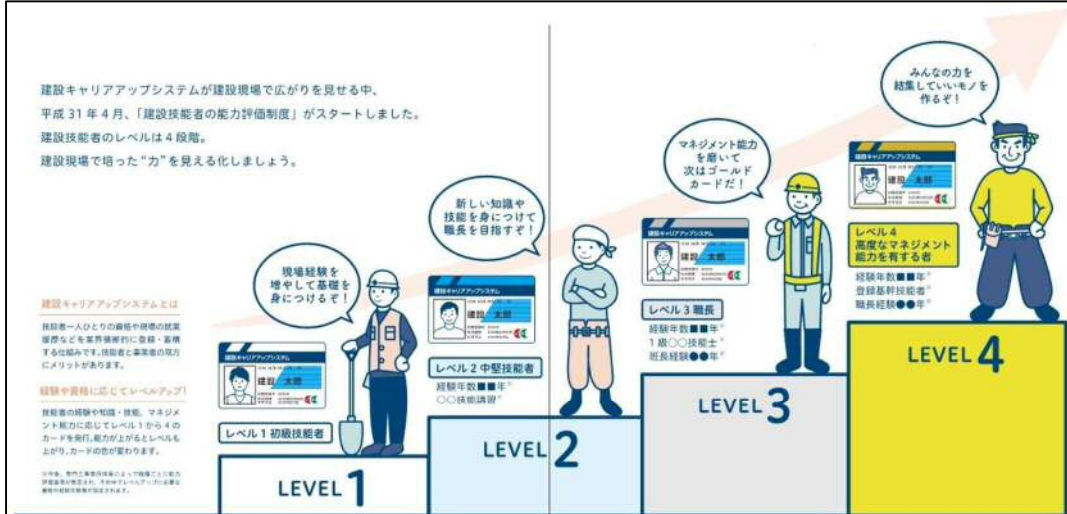


②技能レベル向上者数について

・技能レベルとは

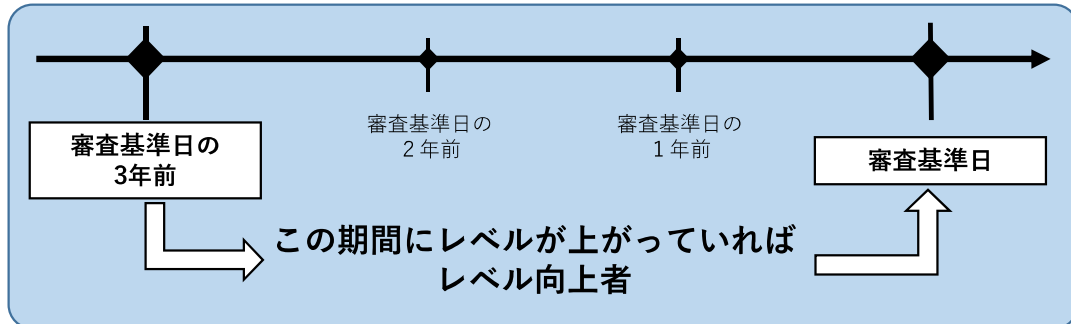
建設キャリアアップシステムに登録した技能者の方が、認定能力評価基準による評価を受けることによって付与されるもの。

(参考) 国土交通省リーフレット抜粋



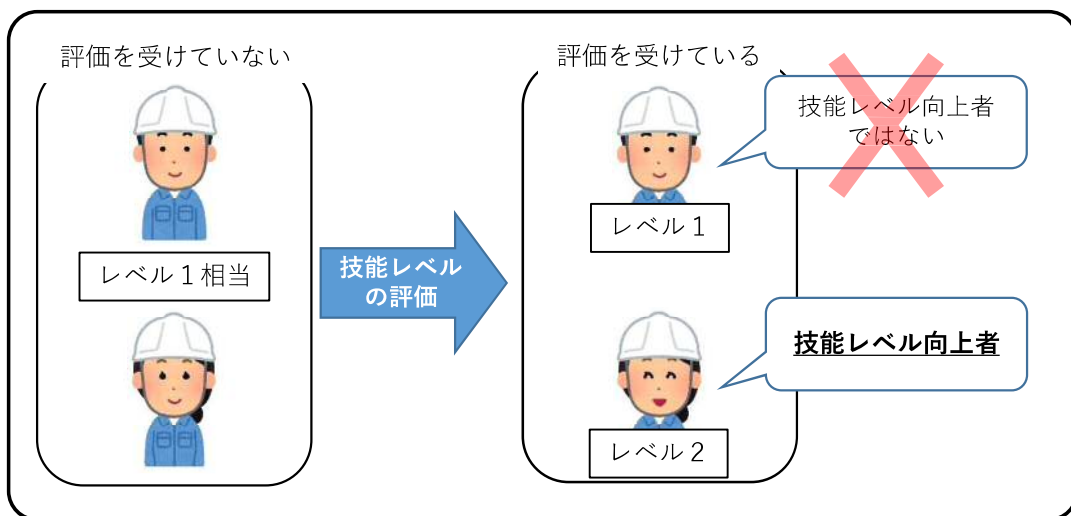
・どのような場合に技能レベル向上者になるか

審査基準日の3年前と比較して、技能レベルが向上しているかで判断します。



・技能レベル向上者の判断の注意点

技能レベルの評価を受けていない方はレベル1として扱われます。



CPD単位取得数、技能レベル向上者数の記載方法

① 記載様式 (抜粋)

・別紙3 その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況			
雇用保険加入の有無	項番	1	[1.有、2.無、3.適用除外]
健康保険加入の有無	2		[1.有、2.無、3.適用除外]
厚生年金保険加入の有無	3		[1.有、2.無、3.適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4		[1.有、2.無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	5		[1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	6		[1.有、2.無]
~~~~~			
若年技術職員の継続的な育成及び確保	5	9	[1.該当、2.非該当] (人) (人) (%)
新規若年技術職員の育成及び確保	6	0	[1.該当、2.非該当] (人) (%)
<b>知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況</b>			
CPD単位取得数	6	1	(単位)
技術者数	11		(人)
技能レベル向上者数	6	2	(人)
技能者数	9	10	(人)
控除対象者数	15	20	(人)

#### ・別紙2 技術職員名簿

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格証交付番号	CPD単位取得数
1			年 月 日	8	2							
2			年 月 日	8	2							
3			年 月 日	8	2							
4			年 月 日	8	2							
5			年 月 日	8	2							
6			年 月 日	8	2							
7			年 月 日	8	2							
8			年 月 日	8	2							
9			年 月 日	8	2							
10			年 月 日	8	2							

この欄に技術者ごとのCPD単位の計算結果を書きます



技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	愛知 一郎	平成3年5月3日	令和2年12月25日	○	
2	一宮 次郎	平成3年4月1日	令和2年12月25日		
3	豊橋 三夫	昭和62年11月4日	—		
4	海部 花子	昭和59年10月10日	令和3年3月25日	○	
<p>1 審査基準日において在籍する職員で、審査基準日以前3年のうちに建設工事に従事した者の内、施工管理のみをした者を除いた方を記載します。</p> <p>2 認定能力評価基準による評価（以下、「技能者レベル」）を受けている者について、審査基準日時点での最新の評価日を記載します。 技能者レベルの評価を受けていない者については「—」等を記載します。</p> <p>3 審査基準日の3年前の日時点で受けている技能者レベルよりも、審査基準日においてレベルが上がっている方にはレベルの向上の有無欄に「○」を記載します。</p> <p>4 最後の行にそれぞれの該当者の人数を記載します。この人数が「その他の審査項目」の様式の項番62と一致するように記載します。</p>					
合計	4 (人)			2 (人)	(人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。



## 特に注意していただきたい事項

### ① 審査基準日時点

経審においては「審査基準日」について評価をしていくことになります。

→「経審申請日時点」ではありませんので、注意が必要です。

「審査基準日時点」で記載すべき内容【誤りの多い項目】

【例】

- ・ 営業年数・・・審査基準日までの年数
- ・ 技術職員の年齢・・・審査基準日時点での年齢
- ・ 法定外労災、防災協定、ISO等・・・審査基準日時点での加入・登録の有無

* (参考)

経審を受けられる業種 → 審査基準日時点で許可がなくても、経審申請時点で許可がある業種であれば、経審を申請できます。

### ② 非建設工事の混入防止について

経審会場にて、工事経歴書に記載のある契約書等を確認したところ、完成工事高から除外すべきものが存在した場合、「兼業事業売上高」への移行が必要です。

→事業年度終了届の差替えも必要となります。

→事業年度終了届を出す時点で、内容の確認をしてください。

建設工事に該当しないと考えられるもの【例】

保守、点検修理、維持管理、消耗部品の交換、測量・地質調査、除土運搬  
草刈り、樹木の剪定、清掃、人工出し、業務委託契約 等

* 契約書等の文言からは建設工事と判断するのは難しいが、実際の内容としては建設工事を請け負っている場合、経審当日に工事の内容の分かる仕様書、内訳書、工事台帳等の追加資料を持参することとしてください。

### ③ 持参資料等について

持参書類含め、原則全ての書類が揃っていないと受付ができません。

→経審を受ける日から逆算し、準備を進めてください。特に、確認資料を紛失した場合など、再発行等が必要になる可能性もあります。事前に再発行に係る期間等を確認してください。

# 令和3年度 建設業における安全衛生対策の推進に係る留意事項

愛知労働局_労働基準部_安全課

## 1 労働者の安全確保のための対策

### (1) 足場等からの墜落・転落防止対策

建設業における死亡災害のうち、墜落・転落災害が4割以上を占めていることから、事業者は、引き続き、墜落・転落災害防止に係る労働安全衛生規則の遵守徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落災害を防止するために「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(平成24年2月9日付け基安発0209第2号、平成27年5月20日一部改正)に基づく「より安全な措置」等の措置を適切に講じること。

### (2) はしご等からの墜落・転落防止対策

建設業における墜落・転落災害による死傷者数のうち、はしご等からの墜落・転落が約3割と最も多くなっている。事業者は「リーフレット「はしごを使う前に/脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」(令和3年3月17日付け基安安発0317第2号)に基づく措置を適切に講じること。

### (3) 墜落制止用器具の適切な使用

厚生労働省は、事業者に対して、平成31年2月1日に施行された墜落制止用器具に係る改正安衛則等について、リーフレットを活用して改正内容の周知を図るとともに「既存不適合機械等更新支援補助金」を活用して、中小事業者等の早期の買い換えを積極的に勧奨する。

墜落制止用器具に係る安衛則の改正により、旧規格の安全帯を使用できる期間が令和4年1月1日までとされていることから、事業者は、フルハーネス型墜落制止用器具の使用について、改正安衛則を踏まえた「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(平成30年6月22日付け基発0622第2号)に基づく措置を適切に講じるとともに、「墜落制止用器具の規格」(平成31年厚生労働省告示第11号)に適合した墜落制止用器具の確保を図ること。なお、中小事業者等はこの場合に「既存不適合機械等更新支援補助金」を活用できるものであること。

### (4) 建設工事の現場等における荷役災害防止対策

荷役作業中の災害を防止するためには、荷主等の立場となる事業者(以下「荷主等」という。)の協力も必要となることから、厚生労働省は、製造業等の荷主等を対象として安全設備の設置等について、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号)に基づく荷主等による取組の必要性を説明し、同取組の促進を図る。

荷主等は、リーフレット「荷役作業の安全確保が急務です!」(令和3年1月18日付け基安安発0118第2号)に示す取組を実施する等により、建設工事の現場等における荷役災害防止対策を適切に講じること。

また、厚生労働省は、改正移動式クレーン構造規格に規定する過負荷防止装置を備えていない既存の移動式クレーン(3t未満)の改修や買い替え等を促進するため、「既存不適合機械等更新支援補助金」に関する周知を行い、中小事業者の早期の改修や買い換えを積極的に勧奨する。

#### (5) 転倒災害の防止

転倒災害は業種問わず最も多い災害の型であるため、事業者は「今後の転倒災害防止対策の推進について」(令和元年6月17日付け基安発0617第1号)に基づき、「STOP! 転倒災害プロジェクト」(同通達別添)に定める措置を適切に講じること。特に転倒災害の特徴として、高年齢労働者が多く被災する、降雪地帯で冬季に多く発生するといったことが挙げられることに留意するとともに、降雪が多い地域においては、降雪等が本格化する前に冬季に向けた転倒災害防止対策について事前に準備を進めること。

なお、転倒災害防止用の視聴覚教材を厚生労働省ホームページに公開しているため、事業者は安全衛生教育を実施する機会等に活用すること。

#### (6) 交通労働災害防止対策

事業者は、「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成25年5月28日付け基発0528第2号、平成30年6月1日最終改正)に基づく措置を適切に講じること。

とりわけ、建設資材等の運搬を発注する際は、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業者と協力すること。

#### (7) 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保

厚生労働省は、建設工事の現場等において、交通誘導に従事する警備業等の労働者が死傷する労働災害が発生していることを踏まえ、令和元年度に作成した警備業の未熟練労働者への安全衛生教育に活用できるマニュアルについて周知する。

事業者は、建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者に対する安全衛生教育を実施する場合には同マニュアルを活用すること。

#### (8) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

建設業における労働災害の被災者の約9割は、店社で規模が30人未満のものに所属していることを踏まえ、厚生労働省は、建設業労働災害防止協会(以下「建災防」という。)に対して、中小の建設会社(以下「専門工事業者等」という。)におけるパトロール、視聴覚教材や冊子の作成等の安全衛生活動を支援するための事業への補助を実施する。

専門工事業者等は、上記事業を活用する等により自主的に安全衛生活動を行うこと。

#### (9) 高年齢労働者等の労働災害の防止

厚生労働省は、昨年度取りまとめた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和2年3月16日付け基安発0316第1号)(以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づいて事業場を指導するとともに、委託事業により「働く高齢者のための安全管理セミナー」を実施する。また、「エイジフレンドリー補助金」により、働く高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境の整備に意欲のある中小企業における取組を引き続き支援する。

事業者は、各事業場における高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の事業場の実情に応じて、エイジフレンドリーガイドラインを参照し、厚生労働省、建災防等による支援も活用して、実施可能なものから積極的に高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組み、職場環境の改善を図ること。

#### (10) 外国人労働者に対する労働災害防止対策

厚生労働省は「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」(平成19年8月3日厚生労働省告示第276号)、「外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について」(平成31年3月28日付け基発0328第28号)、「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」(令和2年3月31日付け基発0330第43号)により外国人労働者の労働災害防止のための安全衛生教育の実施方法について示している。

また、厚生労働省は、外国人労働者が教育内容を理解できるよう、外国語教材を作成し、インターネット上の「職場のあんぜんサイト」及び厚生労働省ホームページにおいて公表している。最近では、令和元年度委託事業により、雇入れ時等の教育において活用できる型枠施工業務、屋根ふき業務等業種別の視聴覚教材と床上操作式クレーン運転・玉掛け技能講習等の補助教材を多言語（英語、中国語、ベトナム語等最大 13 言語。教材により異なる。）で作成し、厚生労働省ホームページに公表した。さらに、令和 2 年度委託事業により、クレーン、玉掛け作業、溶接作業等の視聴覚教材及び小型移動式クレーン運転技能講習等の補助教材を多言語（上記同様）で作成し、厚生労働省ホームページに公表する予定である。

事業者は、外国人労働者に対する安全衛生教育を行う場合には、これらの教材を活用しつつ外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法で実施すること。

また、事業者は、外国人労働者が労働災害に被災した場合に労働者死傷病報告（安衛則様式第 23 号）を提出する際、被災労働者の国籍、地域及び在留資格を、在留カード等により確認し記入すること。

### **(11) 一人親方等の安全衛生対策**

厚生労働省は、引き続き建設業に従事する一人親方等の死亡災害の把握に努めるとともに、令和 3 年度委託事業により建設業の一人親方に対する安全衛生教育に係る支援として、全国で研修会を開催するとともに、建設現場において引き続き一人親方に対し技術指導を行う。

一人親方等が作業従事する現場の元方事業者は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（以下「安衛法」という。）第 30 条に基づき、一人親方等に対し作業間の連絡及び調整等を実施し災害発生防止に努めること。

### **(12) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設工事の安全衛生対策**

#### **(13) 自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策**

厚生労働省は、令和 3 年度委託事業により東北 3 県及び熊本県において、引き続き巡回指導等を行う。

東日本大震災、熊本地震等の復旧・復興工事において、重機による災害や墜落・転落災害等が発生していることから、事業者は、当該災害に着目した労働災害防止対策を適切に講じること。

#### **(14) 伐木等作業の安全対策**

昨年 8 月に施行されたチェーンソーによる伐木等作業における特別教育に係る安衛則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 11 号）及び昨年 1 月 31 日付けで改正した「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月 7 日付け基発第 1207 第 3 号、令和 2 年 1 月 31 日付け基発 0131 第 1 号改正）について、令和 3 年度も前年度に引き続き、委託事業により、安全衛生推進者等を対象に、伐木等作業の安全対策の理解を深めるための安全対策講習会を全国 7 会場で開催する。

伐木等作業を行う建設事業者においても、集団指導、安全対策講習会への参加に留意するとともに、伐木作業等における安全対策を適切に講じること。

#### **(15) 建設工事関係者連絡会議の運営等**

厚生労働省は、「建設工事関係者連絡会議の設置について」（平成 26 年 4 月 11 日付け基安発 0411 第 1 号）により、工事の安全衛生に配慮した発注、安全衛生経費の確保、統括安全衛生管理の徹底のための相互パトロール、安全衛生教育等について、発注者、施工者及び安全衛生行政関係者により協議をし、必要な取組を行う。

## (16) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

厚生労働省は、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）に基づいて、都道府県計画を策定する都道府県及び策定された計画に基づき実行する都道府県に対し、他の都道府県の好事例等を紹介するなど、取組を支援する。また、都道府県労働局から管内の労働災害発生状況の分析結果、実施する施策等に係る情報について積極的に提供するなど、都道府県との連携の強化を図る。

## 2 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

### (1) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

元方事業者はじめ施工に携わるそれぞれの事業者は、各関係団体において作成された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」( )等を実践する際に、厚生労働省において作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」(令和 3 年 2 月 12 日最終改正。以下「感染防止チェックリスト」という。)を活用し、労使協力の下、職場の状況に応じた感染防止対策の徹底を図ること。

なお、感染防止対策の検討に際しては、国土交通省ホームページにおいて建設現場の「3つの密」回避等の取組事例及び新型コロナウイルス感染予防対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例等が公開されていることから、これらも参考にすること。

( )建設業については、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(令和 2 年 5 月 14 日国土建第 18 号(令和 2 年 12 月 24 日改訂))が策定され、建設現場やオフィスにおける感染予防対策の基本的事項が示されている。

### (2) 熱中症対策

厚生労働省は「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(5月から9月まで、準備期間：4月、重点取組期間：7月)を実施する。また、場所を問わずアクセスして学べる職場における熱中症予防のためのオンライン教育ツールを拡充する。

事業者は、熱への順化や休憩時間の確保を考慮した作業計画の策定、WBGT 値の把握及び低減対策、休憩場所の確保、定期的な水分・塩分の摂取徹底、健康診断結果を用いた就業上の措置、作業開始前の健康状態の確認、作業を管理する者や労働者に対する労働衛生教育、緊急時の早めの搬送を実施すること。

### (3) じん肺予防対策

ア 厚生労働省は、ずい道等建設工事の切羽付近における作業環境等を、将来にわたってよりよいものとする観点から、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）及びずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインを改正している。また、これらの改正に伴い、建災防策定の「ずい道等建設工事における換気技術指針」についても改正された。

事業者は粉じん濃度の測定、換気装置等による換気の実施等、また、発注者は必要な経費の積算等、第 9 次粉じん障害防止総合対策に基づき適切にずい道等建設工事における粉じん対策を講じること。

イ 厚生労働省は、平成 30 年度から令和 4 年度を期間とする「第 9 次粉じん障害防止総合対策」の重点事項として、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破砕作業に係る粉じん障害防止対策、ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進、じん肺健康診断の着実な実施、離職後の健康管理等を掲げている。

事業者は、当該防止総合対策に基づく措置を適切に講じること。また、解体作業等において、法令上必要であるにもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクを外させることなく、労働者に防じんマスクを確実に使用させること。

ウ 厚生労働省は、ずい道等建設工事に従事する労働者の健康管理の充実を図るため、建災防が運用している労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を一元管理するためのシステム（ずい道等建設労働者健康情報管理システム）について活用を促進する。

事業者は、ずい道等建設工事に従事する労働者の同意を得て、建災防に健康情報等の提供（登録）が円滑に行われるよう協力すること。

#### (4) 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進

建設業においても精神障害が多く発生しており、建設業の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組割合が49.5%と低調であることから、事業者は、ストレスチェック制度の実施を徹底するとともに、労働災害を防止する上でもメンタルヘルス対策が有効との調査結果（建災防実施）もあることから、建災防とも連携して、建設工事の現場等におけるメンタルヘルス対策を適切に講じること。

#### (5) ^{はくりざい}剥離剤による健康障害防止対策

近年、剥離剤に含まれる化学物質の吸入による中毒事案が頻発している。事業者は、剥離剤を使用する場合は「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」（令和2年8月17日基安化発0817第1号、令和2年10月19日一部改正）に基づき、SDS（安全データシート。化学物質の危険有害性、取扱い上の注意などが記載された文書。）等により、危険有害情報、取扱い及び保管上の注意、ばく露防止及び保護措置等を確認しばく露防止措置を講じること。

#### (6) 化学物質による健康障害防止対策

ア 厚生労働省は、塗料等の掻き落とし作業について、鉛等有害物の有無等により工事に要する安全衛生経費・工期は大きく変わることから、発注者に対し、有害物の有無等に応じた必要な安全衛生経費の積算等、必要な対応を行うよう求める。

事業者は、鉛、六価クロム、PCB等の有害物は上塗りから下塗りまでの塗膜に含有しうることにも留意し、有害物の含有状況や作業内容に応じて適切なばく露防止対策を講じること。

また、事業者は、研磨材の吹き付け（ブラスト）や研磨材を用いた手持ち式動力工具（ディスクサンダー）による鋼構造物の研磨等においては、塗膜中の有害物の有無にかかわらず、粉じん障害防止規則に基づき、労働者に対して、呼吸用保護具（送気マスク等）を使用させる等の措置を講じること。

イ 建設業においても、塗装など多くの化学物質を用いていることから、厚生労働省は、特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則の徹底を図るとともに、使用前にラベル・SDSを確認し、その情報に基づいて化学物質を用いる作業に応じたりスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を実施するよう周知・指導する。

事業者は、作業員に対して、ラベル等により作業に用いる化学物質の危険性・有害性や適切な保護具の使用について周知するようにすること。

ウ 金属アーク溶接等作業で発生する溶接ヒュームにばく露することによる神経障害等の健康障害防止対策について、厚生労働省は、特定化学物質障害予防規則を改正しており、原則、令和3年4月1日から施行されることから、その改正内容の周知・啓発を重点的に実施する。

#### (7) 石綿健康障害予防対策

ア 厚生労働省は、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年7月1日厚生労働省令第134号）を公布しており、一部の規定を除き令和3年4月1日から施行されることから、改正後の石綿障害予防規則に基づく措置等を実施するよう地方公共団体とも連携して周知・指導を行う。また、建築物の解体・改修工事について、適切に対象選定を行い、遵法意識の確保のための予告なしの立入りを行う。

イ 厚生労働省は、建築物の解体・改修作業の発注者への対応について、改正後の石綿障害予防規則に規定する発注者の責務等について、必要な周知啓発を図り、解体・改修工事の契約締結後に事前調査を行う場合において当該調査結果に応じた費用・工期の変更を認めないような適切でない契約の排除を図る。

ウ 事業者は、改正後の石綿障害予防規則に基づき、解体・改修工事前の石綿含有の有無の事前調査、写真等による作業の実施状況の記録の作成及び保存等の措置を徹底するとともに、令和5年10月1日から施行される建築物の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者講習の受講を計画的に行うこと。

### 3 その他の安全衛生に係る対策

#### (1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

厚生労働省は、労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際規格(ISO45001)、日本産業規格(JIS Q 45001 及び JIS Q 45100)を踏まえて改正した「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(平成11年労働省告示第53号、令和元年7月1日最終改正)について周知を図る。

同指針に準拠した建設業労働安全衛生マネジメントシステムを導入した企業の労働災害減少率をみると、労働災害防止に効果があるとされていることから、事業者は、建設工事現場の実態を踏まえた建設業のための労働安全衛生マネジメントシステムであるニューコスモス、中小事業者向けのコンパクトコスモスの導入・活用に留意すること。

#### (2) 建設業における安全衛生教育の推進

事業者は、安衛法第59条に基づく労働者に対する安全衛生教育及び同法第60条に基づく職長等に対する安全衛生教育を的確に実施するとともに、同法第60条の2に基づく危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育や以下に示す安全衛生教育などを実施すること。

##### ア 職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育の推進

事業者は「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」(平成29年2月20日付け基発0220第3号)に基づき、建設業における職長等及び安全衛生責任者を対象に、概ね5年ごとに及び機械設備等に大幅な変更のあった場合に、労働災害の防止に係る当該教育を受講させること。

##### イ 建設従事者教育の推進

事業者は、「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」(平成15年3月25日付け基安発第0325001号)に基づき、建設工事に従事する労働者を対象に、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法令の遵守事項等の基本的事項について教育を受講させること。

#### (3) 各種ガイドライン等に基づく安全衛生対策の推進

厚生労働省は、建設業の安全衛生対策を推進するために各種のガイドライン等を発出していることから、現場での活用のための周知等を通じてガイドライン等に基づく安全衛生対策を推進する。

事業者は、当該ガイドライン等に基づく安全衛生対策を適切に措置すること。

**令和4・5年度愛知県建設工事等  
入札参加資格審査申請の受付日程等の御案内**

愛知県（建設部門・農林水産部門・企業庁）及び県関係団体（愛知県道路公社、愛知県住宅供給公社、公益財団法人愛知水と緑の公社、公益財団法人愛知県都市整備協会）が発注する建設工事、設計・測量・建設コンサルタント等業務に関する入札参加資格審査の申請受付を行います。

## 1 受付期間・方法

- (1) 受付期間：令和4年1月4日（火）から令和4年2月15日（火）まで
- (2) 申請方法：あいち電子調達共同システム（CALS/EC）による電子申請

## 2 要件

### (1) 建設工事

- ① 資格審査を希望する業種について、建設業法第3条に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けていること。
- ② 資格審査を希望する業種について、審査基準日（決算日）が令和2年7月1日から令和3年6月30日の間にある、経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。  
ただし、決算期の変更等により審査基準日（決算日）が上記期間に該当しない場合には、申請時に変更後の審査基準日における経営事項審査の総合評定値の通知があるときに限り、この要件を満たしているものとします。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号に該当する者でないこと。
- ④ 愛知県が指定する愛知県税及び国税が未納でないこと。
- ⑤ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入していること（適用除外の場合を除く。）
- ⑥ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

### (2) 設計・測量・建設コンサルタント等業務

上記（1）③、④、⑤及び⑥のほか、営業に関して必要とされる登録があること。

## 3 必要書類等

### ① 国税（及び愛知県税）の納税証明書

本店所在地を管轄する税務署で様式その3の3（法人の場合）又は様式その3の2（個人の場合）の交付を受けてください。

※ 愛知県税については、電子申請の中で管理番号（法人の場合）又は固有番号（個人の場合）を入力する必要がありますので、事前に御自身の番号を確認してください。愛知県で納税状況を確認します。

〔 管理番号：法人県民税・事業税の確定申告書に記載してある9桁の管理番号  
固有番号：個人事業税の納税通知書に記載してある12桁の固有番号 〕





## (別記) 建設工事における総合点数の算定について

### ○総合点数算定式

総合点数＝経営事項評価点数＋成績評価点数

成績評価点数＝工事成績評価点数＋優良工事表彰点数＋地域貢献点数  
＋社会的取組評価点数（※）－指名停止等経歴点数

#### ※社会的取組評価点数の評価項目

- ① 自動車エコ事業所の認定
- ② 障害者法定雇用率の達成
- ③ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録
- ④ あいちっこ家庭教育応援企業への賛同
- ⑤ くるみん認定（プラチナくるみん認定を含む）
- ⑥ エコモビリティライフの推進
- ⑦ 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用（新規）
- ⑧ 健康づくりの推進（新規）

### ○新規評価項目の要件

- 1) 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用

【要件】名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して3か月以上雇用していること

- 2) 健康づくりの推進

【要件】「愛知県健康経営推進企業」の登録を受けていること

### ○社会的取組点数の配点について

社会的取組評価点数の各項目は、要件を満たしている場合1項目あたり10点を付与しますが、50点を上限とします（8項目全て要件を満たしている場合でも50点の付与）。

## 令和4・5年度入札参加資格審査について（建設工事）

令和4・5年度入札参加資格審査において、建設工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定基礎となる成績評価点数の項目に新たに以下の項目を追加する予定です。

（総合点数＝経営事項評価点数（総合評定値）＋成績評価点数）

### ● 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用

名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して3か月以上雇用していること。

### ● 健康づくりの推進

愛知県健康経営推進企業の登録を受けていること。

### 【留意点】

- 今回のご案内は、来年1月以降に予定する入札参加資格申請に関し、主な改正内容（総合点数の評価項目の追加）を事前にお知らせするものです。
- 総合点数の算定方法の詳細は、令和3年12月に公表予定の申請要領でご確認下さい。
- 今回追加予定の全ての項目は、入札参加資格審査申請時点で証明等を受けている場合に評価の対象となります。

### 【問い合わせ先】

- 入札参加資格審査全般に関すること  
愛知県建設局土木部建設総務課 契約第一グループ（052-954-6608）
- 「協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用」の項目に関すること  
愛知県労働局就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ（052-954-6367）
- 「健康づくりの推進」の項目に関すること  
愛知県保健医療局健康医務部健康対策課 健康づくりグループ（052-954-6269）

### ☆ 協力雇用主の登録制度とは

刑務所出所者等の就労支援や雇用の確保のための取組みとして、刑務所出所者等の雇用に協力いただける企業を保護観察所において登録する制度です。

（詳細：法務省保護局 Web ページ）

[http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo02_00030.html](http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo02_00030.html)

（保護観察対象者等の雇用に関する証明書：愛知県労働局就業促進課 Web ページ）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/k-2020-401.html>

### ☆ 愛知県健康経営推進企業の登録制度とは

従業員の健康を重要な経営資源と捉え、積極的に従業員の健康保持・増進を目指す「健康経営」の取組を行う企業及び団体を「愛知県健康経営推進企業」として登録する制度です。

（詳細：愛知県保健医療局健康医務部健康対策課 Web ページ）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/kenko-keiei.html>